

令和6年度

三方原用水二期農業水利事業
南部幹線水路改修工事（9号サイホン）

特別仕様書
（当初）

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総則

三方原用水二期農業水利事業南部幹線水路改修工事（9号サイホン）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営三方原二期土地改良事業計画により、9号サイホン区間の補修工事を行うものである。

2. 工事場所

静岡県浜松市中央区伊佐地町地内他

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

9号サイホン水路延長 L=1,535.230m（うち、工事対象バレル延長 L=765m）

【施工量内訳】

管更生工（鞍管工法）	L=200m
断面修復工（左官工法）	A=11m ²
目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）	L=47.5m

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表に「概」と示した項目については、概算数量であるため、契約変更にて処理する。

第3章 施工条件

1. 工期

（1）工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている274日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年5月30日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

（2）CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

2. 工程制限

本施工区間は、静岡県西遠工業用水道事業との共有施設であることから、以下のとおり、断水期間を確保し、水路内の施工を行うものとする。

なお、断水には施設管理者である静岡県企業局西部事務所西遠支所との協議が必要となることから、監督職員と十分調整を行うものとする。

区 間	9号サイホン
水路内作業期間	非かんがい期（10月6日～4月25日）
（断水期間）	火曜日 8:00～木曜日 13:00（12:30 撤収）

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、雨天・休日等 15 日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

4. 工事を施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）、大型連休（5月3日～5月6日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 工事を施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編 1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、施工途中において騒音、振動調査を実施し、次の基準を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。

騒音基準 85db 振動基準 75db

騒音振動調査は1測線とし、実施時期、実施場所については監督職員の指示によるものとする。

また、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。

(2) 濁水対策

水路内作業に伴い、下流に濁水等が流れ出すおそれがある場合は、監督職員と協議し、濁水処理対策を行わなければならない。また、水質調査が必要となった場合は、監督職員との協議の上、契約変更の対象とする。

(3) 保安対策

1) 本工事における交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配 置 場 所	交通誘導 警 備 員 (B)	編成	昼夜別	交代要員 の有無	備 考
県道364号線 (仮設ヤード入口部)	1名/日	1名	昼間	無	工事車両の出入時のみ
市道伊佐地西山線 (19号分水工入口部)	1名/日	1名	昼間	無	工事車両の出入時のみ

(3) 交通対策

資機材等の搬入・搬出における車両の出入りについては、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。

(4) 防塵対策

各種資機材等の搬入・搬出時の車両走行により砂塵等が周辺地等に被害を及ぼさないよう発生防止に努めるものとするが、特に散水等の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 水路内への進入口

本施工区間への進入口として、南部幹線水路5号暗渠17号監査孔（上流）及び19号分水工を予定している。

(6) 9号サイホン排泥工

本工事の対象となる9号サイホンには、排泥工の排泥口（No.90+74.540）が設置されているため、施設機能を損ねないよう施工するものとする。

(7) その他

- 1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
- 2) 地域住民等から苦情があった場合には、内容を良く聞き取り、対策について監督職員と協議するものとする。
- 3) 夜間及び休業日において開口部が生ずる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止対策を十分に図るものとする。

2. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において工事着手までに完了する予定である。ただし、工事に伴う交通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 照明設備

本工事での照明設備は、作業環境・保安時に必要な機能を保持しなければならない。

2. 水替工

水路内に滞留水があり、ポンプ等により水替工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

3. 仮設ヤード

受注者は、図面に基づき仮設ヤードを設置しなければならない。また除草シート設置箇所は、撤去し、使用後は原形復旧するものとする。なお仮設ヤードの設置に伴い地盤沈下等が発生した時は、監督職員と

協議するものとする。

第6章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、J I S規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）とする。

(1) 断面修復材

「別紙1 コンクリート水路補修材料品質規格」による。

(2) プライマー

材質：1成分形ウレタン系

(3) 目地修復材

「別紙1 コンクリート水路補修材料品質規格」による。

(4) 強化プラスチック複合管

直管および曲管：内挿用強化プラスチック複合管内圧管 5種（FRPM K-111L）

(5) 鋼製異形管

T字管：配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（JIS G 3457）

配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452）

(6) 充填材

充填材の物性値は、次のとおりとする。

なお、請負者は施工に先立ち試験練りを行い、圧縮強度・硬化温度・収縮率等を計測し、監督職員の承諾を得るものとする。

セメント：混和材	比重 (t/m^3)	フロー値 (mm)	圧縮強度 (N/mm^2)	空気量 (%)	硬化熱 ($^{\circ}\text{C}$)
1 : 1	0.85 以下	200 $\pm$ 20	1.0 以上	50 $\pm$ 5	60 以下

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
土木安定シート	試験成績書、カタログ
断面修復材	試験成績書、カタログ
プライマー	試験成績書、カタログ
目地修復材	試験成績書、カタログ
強化プラスチック複合管	試験成績書、カタログ、製作図書、管割図
鋼製異形管	試験成績書、カタログ、製作図書
充填材	示方配合、試験成績書
その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査又は確認項目	備 考
断面修復材	空袋数量	施工完了後
強化プラスチック複合管	外観・形状・寸法	抽出
鋼製異形管	外観・形状・寸法	抽出
硬質ポリ塩化ビニル管	外観・形状・寸法	抽出
充填材	圧縮強度、温度管理	

なお、その他の材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、図面に示す KBM. 11 (H=44. 990) H26-26 (H=41. 001) を使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

3) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

工 種	確 認 内 容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)	備 考
水路洗浄工	外観	初期施工段階で 1 箇所 (両側壁・底版の 3 点)	施工区間 100m に 1 箇所 (両側壁・底版の 3 点)	施工後
断面修復工 (左官工法)	はつり長さ・幅及び厚さ、外観、鉄筋処理状況	初期施工段階で 1 箇所	各施工箇所	施工後
管更生工 (鞘管工法)	基準高	初期施工段階で 1 箇所	施工区間 100m につき 1 箇所	施工後
指定仮設工 (共通事項)	高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点で各工種代表 1 箇所	同左	施工後

2. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
廃シート	(株) アーシス	浜松市中央区坪井町 字北新田 1559-26	8:30～16:30	再資源化 施設業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごと	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事	☐ 手作業

の作業内容及び解体方法		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4. 補修工

(1) 水路洗浄工

- 1) 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類等の付着物及び剥離箇所など局所的な脆弱部を除去するものとする。
- 2) 標準洗浄圧は14.7MPaを想定しているが、この圧力により付着物等を除去することが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 高圧洗浄に使用する用水については、清水（水道水）とし、給水車による補給を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、受注者の責任において確保するものとする。
- 4) 高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。
- 5) なお、洗浄で発生する汚泥については、産業廃棄物として適切に処理しなければならない。発生した汚泥は吸引車で回収することを想定しているが、詳細な工法等は監督職員と協議するものとする。なお、費用については変更の対象とする。

(2) 水路洗浄後の確認

高圧洗浄作業後、受注者側で変状位置や変状範囲を確認し、補修工展開図の作成、写真等を整理して監督職員に提出するとともに、対策範囲及び対策工法の確認を得るものとする。

(3) 断面修復工（左官工法）

- 1) 鉄筋が露出している場合は、断面修復の範囲を劣化部の範囲より多少広く設定し、コンクリートカッターを入れ、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に錆の除去を行ったうえで清掃し、鉄筋に防錆材を塗布するものとする。
- 2) プライマーは、塗りが残さないよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 3) 断面修復材は、金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。なお、修復厚が3cm以上ある場合は、1層を3cm以内の複数層に分けて施工しなければならない。
- 4) 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、修復材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(4) 目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

- 1) 目地補修工は、セルフシーリング工法を想定している。この工法以外により目地補修を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 2) 使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。
- 3) 作業にあたっては、「酸素欠乏症防止等規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）」に基づき、あらかじめ酸素欠乏測定器で調査をするとともに、換気を十分に行うなど、酸素欠乏事故等を起こす

ことのないように注意して施工しなければならない。

- 4) 既設目地部コンクリートに所定の目地幅で墨入れし、コンクリートカッターを入れた後、コンクリートチッパー等により所定の幅及び深さまで箱抜きしなければならない。
- 5) 接着剤を塗布した成型ゴムを圧縮し、箱抜きした目地部に挿入するものとする。

5. 管更生工（鞘管工法）

（1）管更生工（鞘管工法）

- 1) 躯体補強工は、鞘管工法を想定している。なお、この工法以外により躯体補強を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 2) 使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。
- 3) 作業にあたっては、「酸素欠乏症防止等規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）」に基づき、あらかじめ酸素欠乏測定器で調査をするとともに、換気を十分に行うなど、酸素欠乏事故等を起こすことのないように注意して施工しなければならない。
- 4) 運搬時には、既設水路や管に損傷を与えないように注意するものとする。
- 5) 管の挿入に当たっては、管体に損傷を与えないように防護措置を講じなければならない。
- 6) 挿入設備の準備に当たっては、施工環境及び施工方法を検討するとともに、必要挿入力を十分検討の上、準備にかからなければならない。
- 7) 挿入設備については、事前に施工性・安全性を検討の上、設置しなければならない。
- 8) 充填材注入の際は、注入スパン前後の強化プラスチック複合管と既設水路との隙間にレンガで間仕切壁を設置し、充填材の注入を行うものとする。
- 9) 充填材注入の際に管が浮上しないよう措置をしなければならない。
- 10) 9号サイホン排泥工箇所については、鋼製異形管（T字管）での施工を想定しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 11) 充填完了後に通水試験をしなければならない。通水試験は水張試験を想定しているが、試験方法等については監督職員と協議するものとする。

（2）充填工

- 1) 充填工の施工に先立ち、充填材打設計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 注入圧力は、0.05MPa以下とする。
- 3) 注入に使用する機器は、十分な能力を有し、かつ所要の圧力で連続して作業できる機器を用いるものとする。
- 4) 注入に当たっては、計器を設置し、各注入孔の注入量、注入圧等の記録をとり、監督職員に報告しなければならない。
- 5) 充填確認孔から逸出した注入材料が、水路内に付着しないよう掃除しなければならない。
- 6) 充填材を注入する際の圧送管等に残った充填材を処分する場合は、産業廃棄物として適切に処理しなければならない。

（3）歩掛検証

上記（1）～（2）の作業に係る材料の使用数量及び各工程の作業時間、労務配置等について歩掛調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、様式等については別途指示する。

6. 復旧工

仮設ヤードについては、撤去時に整地を行わなければならない。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する（1）又は（3）の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

(1) 施工管理

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」という。）によるものとするが、施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、「別紙2 コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理」によるものとする。

なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

(2) 工程管理

受注者は、工事期間中において、施工工程と実施工程を比較照査し、工期遅延が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに、対応策を速やかに監督職員に報告しなければならない。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に

含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

1. 条件変更

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 章-4 に示す工事数量表に変更が生じた場合。
- (2) 第 4 章-1-(3) に示す保安対策に変更が生じた場合。
- (3) 第 5 章に示す指定仮設において変更が生じた場合。
- (4) 新たな産業廃棄物の出現、産業廃棄物の処理場、種類及び処理量に変更が生じた場合。
- (5) 湧水（排水）対策を追加する必要が生じた場合。
- (6) 第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (7) 使用する道路の交通条件に変更が生じた場合。
- (8) 立木伐採等が必要となった場合。
- (9) 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
- (10) 正常な運行によって舗装等が破損した場合。
- (11) 騒音、振動対策を追加する必要が生じた場合。
- (12) 粉塵対策、防塵対策を追加する必要が生じた場合。
- (13) 現地精査の結果原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合。
- (14) 工事用地の変更が生じた場合。
- (15) 現場状況等により、構造及び工法を変更する必要が生じた場合。
- (16) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。
- (17) 歩掛調査等が追加となった場合。
- (18) 第 9 章-5-(3) に示す歩掛実態調査の結果、これによりがたい場合。
- (19) 濁水処理対策の必要が生じた場合。
- (20) 水質調査の必要が生じた場合。
- (21) 監督職員が設計変更に必要な構造計算、図面作成等を指示した場合。
- (22) 遠隔確認を行う場合
- (23) 断水期間に変更が生じた場合。
- (24) 工事期間中に工事目的物を使用したことによって、受注者に損害を及ぼした場合。
- (25) 想定する施工方法等の変更が必要となった場合
- (26) 新たな補修等が必要となった場合。
- (27) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。
- (28) その他、監督職員が必要と認めたもの。

第 12 章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議する。

第13章 その他

1. 契約後 VE 方式

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) 但し、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、原則として当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（様式 5）により通知するものとする。但し、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 24 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 24 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

但し、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が、VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編 1-1-37に基づいて作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が発注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工事着手後）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総

括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備
	②緑化・花壇
	③ライトアップ施設
	④見学路及び椅子の設置

	⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（1）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

９．週休２日による施工

（１）本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでの対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休２日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休２日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休２日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休２日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

（４）監督職員が週休２日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

（５）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	４週８休以上
現場閉所率	28.5% (8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（2）発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

（3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

1）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日とみなすものとする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数 : 1.2

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費 : 建設機械の運搬費

準備費 : 伐開・除根・除草費

(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1 日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算(以下、「1 日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協

議の発議を行うことができる。

- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- 1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計金額や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- 2) 受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

15. 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

コンクリート水路補修材料品質規格

1) 断面修復材

① 断面修復材 (ポリマーセメントモルタル)

要求性能項目		品質項目	照査方法		品質規格値
基本的性能	付着性	付着強度	JSCE-K 561 (乾湿・温冷 繰返し回数 は 10 サイ クル)	標準条件	1.5N/mm ² 以上
				多湿条件	
				低温条件	
				水中条件	1.0N/mm ² 以上
				乾湿繰返し条件	
				温冷繰返し条件	
個別的性能	一体化性	圧縮強度	JSCE-K 561 (28 日間養生)		21.0N/mm ² 以上
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129		0.05%以下
	中性化抑止性	中性化速度	JIS A 1153 (4 週間)		中性化深さ 5mm 以下 中性化速度係数 18mm/√t (年)以下
	耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過 後)		標準供試体に対する平 均摩耗深さの比が 1.5 以下
個別的性能	耐凍害性	相対動弾性係数	JIS A 1148 (A 法 300 サイクル)		85%以上

② 防錆材

要求性能項目		品質項目	試験方法	品質規格値
基本的性能	耐アルカリ性	耐アルカリ性	日本建築学会「鉄筋コンクリート 造建築物の耐久性調査・診断及び 補修指針(案)・同解説」 鉄筋コンクリート補修用防せい材 の品質基準(案)	塗膜に異常が認められ ないこと
	鉄筋との付着性	付着強度		7.8N/mm ² 以上
	防錆性	防錆率		防錆率 処理部 50%以上 未処理部 10%以上

2) 目地補修材 (目地成型ゴム挿入工法)

要求性能項目		品質項目	照査方法	品質規格値
基本的性能	成型ゴムの耐久性	耐候性	JIS K 6266 (キセノン 4,000 時間又はサンシャイン 2,400 時間)	ひび割れ、変色等がないこ と
		オゾンによる劣化	JIS K 6259 (オゾン濃度 50pphm、40℃、96 時間、 50%引張歪み)	JIS K 6259 附属書 1 によ るき裂の評価で、A-1 を限 度とする
		成型ゴム露出表面の 応力状態 引張応力)	目地成型ゴム挿入工法 (品質規 格 I 型) の耐オゾン性試験方法	FEM 解析又は歪み測定に おいて、成型ゴム露出表面 に引張応力 (又は引張歪 み) が働かないこと
			目地成型ゴム挿入工法 (品質規 格 II 型) の耐オゾン性試験方法	歪み測定又は FEM 解析等 において、成型ゴム露出表 面に働く引張応力 (又は引 張歪み) が、同種ゴムの屋 外における実績以下であ

				ること		
		耐熱老化性	伸び変化率	JIS K 6257 (70℃、96 時間)	伸び変化率－20%以内	
	成型ゴムの脱落抵抗性		外力に対する安定	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法 (案)	1.0N/mm ² (MPa) 以上	
	接着剤の耐久性	付着性	接着剤の付着強度	JSCE-K 561 (乾湿繰返し及び温冷繰返し回数は 20 サイクル)	標準条件	1.5N/mm ² 以上
					多湿条件	
					低温条件	
					水中条件	
					乾湿繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
					温冷繰返し条件	
	伸縮追従性		成型ゴムの圧縮永久歪み	JIS K 6262 (70℃、24 時間、25%圧縮)	30%以内	
	止水性		水圧による漏水	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案) (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3 分間)	漏水が認められないこと	

3) 躯体補強工 (鞘管工法)

① 充填材

要求性能項目		品質項目	照査方法	品質規格値
基本的性能	耐荷性	圧縮強度	JIS A 1216 (土の一軸圧縮試験)	28 日圧縮強度値が 1.0N/mm ² 以上
		湿潤密度 (生比重)	JHS A 313 (エアモルタル及びエアミルクの試験方法)	±0.1 (g/ml)
		フロー値	JHS A 313 (エアモルタル及びエアミルクの試験方法) のシリンダー法	±20 (mm)
		空気量	JHS A 313 (エアモルタル及びエアミルクの試験方法)	± 5 (%)

コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理

1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表に寄り難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値	規格値 (参考値)	測定基準
水路洗浄工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	同左	施工延長概ね 50～100mごとに1箇所割合で処理面を目視確認する。50m未満は2箇所確認する。
断面修復工 (左官工法)	長さ	+ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	幅	+ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	厚さ	+ 5mm、－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所とし、1箇所当たり4点測定する。 ただし、小規模補修 (概ね 1 m ² 未満) は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
	面積	－	施工面積≥設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定 (求積) し、確認する。
鉄筋処理	外観	錆除去:鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布:塗り残し、塗りむら等がないこと。	同左	各補修箇所を目視確認する。
目地補修工 (目地成型ゴム工法)	切削幅	+ 0mm、－ 2mm	+ 0mm	各補修箇所。測定位置は左右壁中央付近及び底板中央付近の計3箇所。
	切削深さ	－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。測定位置は左右壁中央付近及び底板中央付近の計3箇所。
	延長	－ 0mm	－ 0mm	各補修箇所。
	外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
躯体補強工 (鞘管工法)	基準高	±20mm	±30mm	施工延長概ね 50mごとに1箇所の割合で測定する。50m未満の場合は2箇所測定する。
	中心線のズレ	±65mm	±100mm	施工延長概ね 50mごとに1箇所の割合で測定する。50m未満の場合は2箇所測定する。
	ジョイント間隔	+15mm	+53mm	1本毎に測定する。

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮影基準	撮影箇所
水路洗浄工	施工延長概ね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。50m未満は2箇所撮影する。	施工前後の表面の状況を撮影する。
		施工状況、使用機械、施工時の洗浄圧力等を撮影する。
		不陸の状況、凹凸を撮影する。
		付着強度試験の測定値を撮影する。
断面修復工 (左	断面修復	施工延長概ね 50～100mにつき1箇所
		施工前後の状況、施工状況を撮影する。

官工法)		箇所の割合で撮影する。50m未満は2箇所撮影する。	練り混ぜ、配合状況を撮影する。 断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
	総使用量	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。
目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）	切削工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。50m未満は2箇所撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。【施工中】
			切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）を撮影する。水路側壁外からの湧水がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。【施工後】
	目地設置	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。50m未満は2箇所撮影する。	施工状況を撮影する。【施工中】
			補修箇所の延長を撮影する。【施工後】
		全1回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。【施工後】
躯体補強工（鞘管工法）	間仕切壁設置状況	施工箇所毎	設置状況を撮影する。
	充填材注入作業状況	施工箇所毎	作業状況を撮影する。
	注入圧力管理状況	施工箇所毎	圧力管理状況を撮影する。
	確認孔による充填確認状況	スパン毎	充填確認状況を撮影する。

2) 品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

工 種	項目	試験方法	規格値（参考）	試験（測定）基準
断面修復工（左官工法）	圧縮強度試験	JSCE-K 561 試験体：円柱供試体（ $\phi 50\text{mm} \times 100\text{mm}$ ）等を1回につき3本採取。 作成1日後に脱型し、材 齢 28 日 まで $20^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ の 水 中 養 生。	21.0N/mm ² 以上	試験体の作製時期：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。 試験頻度：施工延長概ね50～100mごとに1回。
目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）	成型ゴムの耐久性	促進耐候性試験	JIS K 6266 キセノンアークランプ [°] 式 4,000時間（放射照度60W/m ² 、測定波長域300～400nm） 又はサンシャインカーボンアーク灯式2,400時間（放射照度255W/m ² 、測定波長域300～700nm、パネル温度63℃）	ひび割れ、変色等がないこと。
		静的オゾン劣化試験	JIS K 6259（オゾン濃度 50pphm、40℃、96時間、50%引張歪み）	JIS K 6259 附属書1によるき裂の評価で、A-1を限度とする。
		成型ゴム露出表面の応力状態（引張応力）	目地成型ゴム挿入工法（品質規格I型）の耐オゾン性	FEM解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力（又は引張歪み）が働かないこと。

			試験方法(案)	
			目地成型ゴム挿入工法（品質規格Ⅱ型）の耐オゾン性試験方法(案)	歪み測定又はFEM解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力（又は引張歪み）が、同種ゴムの屋外における実績以下であること。
		耐熱老化性	JIS K 6257（70℃、96時間）	伸び変化率－20%以内
	成型ゴムの脱落抵抗性	外力に対する安定	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.0N/mm ² （MPa）以上
	接着剤の耐久性	付着強度試験	JSCE-K-561 供試体：表面被覆材の変わりに接着剤を所定量塗布する。 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度20±2℃、相対湿度60±10%で7日間水中養生後、脱型して水中養生を行う。 サイクル数：乾湿繰返し及び温冷繰返し回数は20サイクル。	（標準、多湿、低温、水中条件の場合） 1.5N/mm ² 以上 （乾湿繰返し、温冷繰返し条件の場合） 1.0N/mm ² 以上
	伸縮追従性	成型ゴムの圧縮永久歪み	JIS K 6262（70℃、24時間、25%圧縮）	30%以内
躯体補強工（鞘管工法）	止水性	水圧による漏水	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)（試験水圧0.1MPa、水圧保持時間3分間）	漏水が認められないこと。
	一軸圧縮強度	JIS A 1216（土の一軸圧縮強度試験）	28日圧縮強度値が1.0N/mm ² 以上	2回/日
	生比重	JHS A 313（エアモルタル及びエアミルクの試験方法）	±0.1（g/ml）	2回/日
	フロー値	HS A 313（エアモルタル及びエアミルクの試験方法）シリンダー法	±20mm	2回/日
	空気量	JHS A 313（エアモルタル及びエアミルクの試験方法）	±5%	2回/日
	充填材注入量		確認孔から吹き出した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認する。	充填スパン毎
	充填材注入圧力管理		0.05MPa以下	施工中の記録の提出

※メーカーの品質証明が確認できる項目については測定を省略できるものとする。